

剣道称号「教士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟
群馬県剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上経過（平成29年11月30日以取得）した者

2. 申込方法

受審希望者は、所定の教士受審申請書（自筆、パソコン不可、顔写真貼付）を都道府県剣連に提出する。

3. 申込締切

9月4日（水）

4. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が称号・段位審査規則第10条第2項の付与基準に該当し、かつ、同実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

5. 審査の方法

都道府県剣連会長から推薦のあった候補者について、日本剣道形、試合・審判、指導法、木刀による剣道基本稽古法、称号・段位、健康・安全および剣道に関する小論文の筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し合否を決定する。

(1) 筆記試験日時 令和元年11月9日（土）

受付開始・終了 12時30分～午後1時

筆記試験開始・終了 午後1時30分～午後4時30分

(2) 筆記試験会場 東京都・愛知県・兵庫県・福岡県

各都道府県剣連は、受審者の試験会場希望地を推薦書に記載すること。

東京都会場 弘済会館 4階会議室

東京都千代田区麴町5-1 TEL03-5276-0333

※試験会場に車での来場は一切できません。

(3) 試験方法については、後日、各都道府県剣連に通知と月刊「剣窓」令和元年9月号および全剣連ホームページに掲載する。

(4) 試験会場への携行品 筆記具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）

6. 審査料 各都道府県剣連が定めた審査料

7. 合格発表

筆記試験終了後、令和元年11月27日（水）に行われる称号「教士」審査会の後、合格者決定通知と証書を所属都道府県剣連に送付するほか、後日、月刊「剣窓」令和2年1月号および全剣連ホームページに合格者氏名を掲載する。

8. 個人情報

受審者の個人情報は本審査会運営のため利用する。但し、最小限の個人情報は必要な都度、目的に合わせた公表媒体（剣窓等）に公表することがある。更に剣道普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

9. 不正行為

受審者の不正行為があった場合、試験官確認のうえ、退場してもらうことがある。

この場合回答を見せた者、教えた者も同様とする。

教士筆記試験実施要項

【1時限目】試験時間 13:00～14:20 (50分)

1. 指導法

- (1) 「剣道の理念」「剣道修練の心構え」「剣道指導の心構え」
- (2) 「指導法講習における〔重点事項〕」
- (3) 木刀による剣道基本稽古法の「指導上の留意事項」

※参考資料〔剣道指導要領〕

〔剣道講習会資料〕(平成29年4月1日発行)

(注) 参考資料は全日本剣道連盟発行のもの、以下同じ

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

2. 試合・審判

- (1) 「有効打突」「禁止行為」「審判」
- (2) 「審判法講習における〔重点事項〕」
- (3) 審判員の心得

※参考資料〔剣道試合・審判規則、同細則〕(平成31年4月1日発行)

〔剣道試合・審判・運営要領の手引き〕(平成19年3月14日発行)

〔剣道講習会資料〕(平成29年4月1日発行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

【2時限目】試験時間 14:30～15:20 (50分)

1. 日本剣道形

- (1) 「日本剣道形講習における〔重点事項〕」、「日本剣道形の審査上の着眼点」
- (2) 「太刀の形7本目」および「小太刀の形」3本目

※参考資料〔日本剣道形解説書〕(昭和56年12月7日制定)

〔剣道講習会資料〕(平成29年4月1日発行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

2. 称号・段位

- (1) 「審査員の責務」
- (2) 「段位実技審査の着眼点」

※参考資料〔称号・段級位審査規則、同細則、称号・段位審査実施要項〕(平成30年4月1日施行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

3. 健康・安全 下記の2問中1問を出題

- (1) 熱中症の種類、症状および予防対策
- (2) 剣道用具の安全管理

※参考資料〔剣道医学Q&A(第3版)〕(平成26年12月25日発行)

〔剣道講習会資料〕(平成29年4月1日発行)

回答は記述式による

【3時限目】15:30～16:30 (60分) 小論文下記2問中1問を出題(約700字程度)

- (1) 剣道における指導のねらい
- (2) 剣道指導者としてのあり方

※参考資料〔剣道指導要領〕